

須崎市、中土佐町 シルバーだより

横山 清喜 書



令和5年
8月10日
会報
No.26

発行所 〒785-0043 須崎市土崎町2番27号 公益社団法人 須崎市・中土佐町 シルバー人材センター TEL (0889) 42-1818
中土佐地区センター TEL (0889) 52-4566



四万十源流の里 エアストリーム



- 自主** 自分のものとして考え
- 自立** 自分たちの力で育て
- 共働** 一緒になって働き
- 共助** お互いに助け合う

目次

- 2……………第39回定時総会
- 3……………事業報告・事業計画
- 4……………安全就業他
- 5……………安全保護具他
- 6……………インボイスとフリーランス新法
- 7……………安全就業優良センター表彰他
- 8……………会員募集他

会員募集についてのお願

シルバー人材センターでは全国的に会員増加に向けての取り組みを進めており、令和6年度末には全国で百万人の会員を目指しています。当シルバーにおいては、令和5年度目標数302名(令和5年3月末会員269名)を目指して、チラシの配布や市町の広報などに会員募集の記事を掲載して取り組んでいます。また、「会員一人新規一名加入」の取り組みを以前より行っています。今一度会員の皆さんも、知人やご親戚の方でシルバーの会員になっていただけたら、新に1名の新規会員さんを紹介していただくようにお力添えをお願いいたします。



就業報告は出ていますか

仕事を終えたときは就業報告が必要です。事務局では就業報告を基にして、お客様への請求と会員への支払配分金の計算を月ごとに行っています。就業報告が抜かたり、間違ったりするとお客様と会員さん双方に迷惑がかかります。信頼関係が崩れます。就業報告は会員さん自身が確実に行うようにお願いします。

会費の納入はお済みですか

年会費は3千円です。納入がまだの会員さんは早めの納入をお願いします。会費はシルバー運営の基本となるもので、主に皆さんへの通信費やシルバー保険料などに充当しています。

今後の予定

10月	須崎地区及び中土佐地区シルバーの日ボランティア活動	1月	臨時総会(津野町参入)
11月	須崎地区及び中土佐地区安全・適正就業推進大会	5月	令和6年度第40回定時総会
12月1日(金)	中土佐地区会員忘年会		
12月9日(金)	須崎地区会員忘年会		

事務局から

新型コロナウイルス感染症の位置づけは、これまで、「新型インフルエンザ等感染症(いわゆる2類相当)」としていましたが、令和5年5月8日から「5類感染症」になりました。これより感染症対策としては、個人の選択を尊重し、自主的な取組を基本とする対応に変更されています。

しかしながら高齢者が感染すれば重症化リスクも高まります。「手洗い」や「換気」、「マスクの着用」など基本的な対策に取り組んで下さい。



中土佐町大野見の四万十源流の里では、今年のゴールデンウィークから四国では初のキャンピングトレーラー・エアストリームを3台設置しました。内部はベッドルームやキッチンを完備し、エアストリームを川沿いに並べ、その間には広々としたウッドデッキを設けています。



四万十源流の里 0889-57-2126

今回の表紙

第39回 定時総会

令和5年5月26日(金)に道の駅かわうその里すさきにおいて、令和5年度第39回定時総会が4年ぶりの会員参加により開催されました。参加会員39名に書面決議166名の205名の出席のもと、定時総会が成立しました。



開会あいさつで、中城理事長からは、「4年ぶりの会員参加による総会開催に会員及び来賓への感謝を伝えるとともに市川嘉彦前理事長と山崎元靖元事務局長の訃報の報告」がありました。

続いて来賓の須崎市副市長 平井和久 様、中土佐町長 池田洋光 様、高知労働局職業対策課長 葛目貴久 様よりご祝辞をいただき、高知県シルバー人材センター連合会会長 古味勉 様からの祝辞の紹介を行いました。また祝辞者以外に高知労働局職業対策課高齢者対策担当官 五百蔵裕俊 様、須崎市長寿介護課長 濱崎守央 様、中土佐町健康福祉課課長補佐 江崎太市 様のご出席をいただきました。



このあと、議長として岡崎敏男さんが選出され、議事録署名人として細木一さんと梅原正博さんが指名され定時総会の議案審議が行われました。

議案の説明では、執行部より第1号議案、令和4年度事業報告承認については、「令和4年度においても、「生涯現役社会」をめざし「自主・自立・共働・共助」の理念の下、事業の運営を行いました。事業実績では、受注件数は昨年度を273件下回る1,701件となりました。しかし、契約金額では、各種イベントの再開に伴い、434万2千円増額の1億2061万円となりました。」

第2号議案、令和4年度収支決算承認については、「経常収益計1億4654万5342円、経常費用計1億4465万5310円、差し引き、18万32円の黒字決算となっております。」

第3号議案、津野町のシルバー人材センター参入については、「公益社団法人須崎市・中土佐町・津野町(仮称)シルバー人材センターとして協議をすすめる」として、これまでの経過及び今後の予定を説明し、令

和6年4月1日津野町参入によるシルバー人材センターの発足とする。」

第4号議案、役員報酬等及び費用に関する規程の一部改正については、「役員の出務報酬日額を5千円に改めるものです。」

採決の結果、全議案とも原案どおり可決承認されました。

引き続き、令和5年度事業計画及び収支予算、令和4年度収支補正予算の報告が行われました。

この後会員からインボイス制度の状況について質問があり、執行部より説明し全日程を無事終了しました。

総会終了後は4年ぶりの懇親会を開催し、会員同士の親睦を深めることができました。

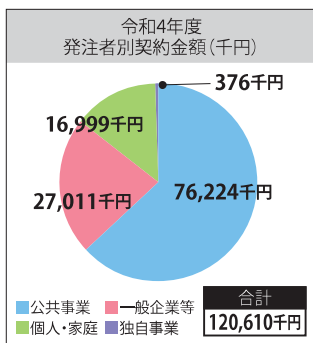
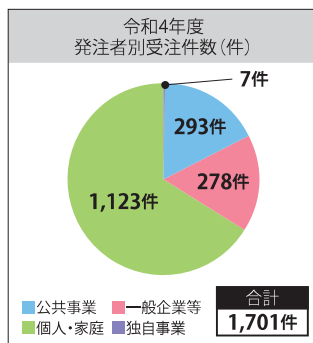
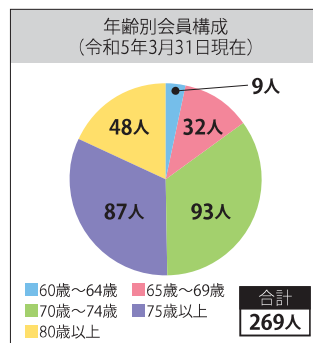
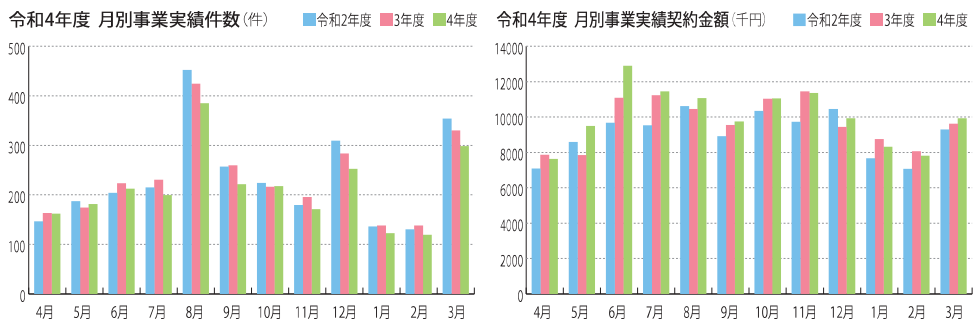


令和4年度事業実績報告

令和4年度においても、高齢者が年齢に変わりなく働き続けることができる「生涯現役社会」をめざし「自主・自立、共働・共助」の理念の下、事業の運営を行いました。この間、会員の真摯で誠実な就業姿勢は発注者から高く評価され、繰り返し受注につながっています。

事業実績では、会員の減少や高齢化が進んでいる中、センターとして効率的な受注を鑑み、受注件数は昨年度を273件下回る1,701件となっていますが、これは民間部門での草刈り作業等の依頼に対し、需要に応えられない案件が増加したためです。変わって契約金額では、公共部門での、ドラゴンカヌー大会やゆるキャラまつりなどの各種イベントの再開に伴い、4,342千円増額の1億2,061万円となりました。また登録会員は9人増の269人で会員増加とともに、就業人員も11人増の197人となっています。

主要な活動としましては、令和4年度は新型コロナウイルス感染症もやや落ち着き、シルバー人材センターの重要課題でもある就業中、就業途中の「事故ゼロ」を目指し、会員への啓発や安全・適正就業委員会及び須崎・中土佐地区それぞれでの安全就業推進大会を開催し、安全就業への取組みを行いました。



令和5年度事業計画、予算

高齢者のより一層の活躍が期待される中、シルバー事業に関連した国の政策は、大きな変動時期を迎えており、国が進める政策の動向を的確に捉えた上で、シルバー事業の運営方針を検討する必要があります。今年度から始まるインボイス制度(適格請求書等保存方式)への対応は重要な課題であります。

当センターも、事業運営体制の改善や意識改革を図り、自治体や関係機関とも連携・協働しながら、高齢者の多様なニーズに対応していきます。また課題である会員拡大への取組みや就業機会の確保に取り組みながら、新型コロナウイルス感染拡大の防止や健康確保等について適切な対応を図っていきます。シルバー事業においても、デジタル化の推進とともにICT(情報通信技術)の活用等新たな業務運営のあり方を検討しつつ、公益社団法人制度に即した事業運営を行ってセンターの安定につなげていきます。

収支予算については、経常収益を前年度より430万円増額の1億4194万2千円、経常費用を1億4375万8千円とし181万6千円の費用超過で編成しています。

安全就業の徹底を図りましょう

7月1日から7日は、全国安全週間、10月1日から7日は全国労働衛生週間です。シルバー人材センターでは、本年度も安全・適正就業重点の年と定めて、安全作業の徹底を図っていきます。

令和5年度 全国安全週間スローガン
『高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場』

令和5年度～7年度全国シルバー人材センター事業協会「全国統一スローガン」

「安全は 無理せず 焦らず 油断せず」

就業にあたる会員においては、

1. 作業前点検を徹底し、危険有害を取り除いてから着手する。
2. 作業に応じた安全保護具（ヘルメットや安全帯など）を必ず身に付ける。
3. 機械器具は、安全点検を済ませてから使用する。
4. 体調の変化を見逃さない。など、安全はすべてに優先するとの意識をもって就業して下さい。

令和4年度の事故発生状況

シルバー保険の適用を受けた傷害事故は、前年度に比べ多発し、全6件発生しています。特に除草作業中の破損事故や交通事故などが多くなっています。

区別	作業種別	事故発生時の状況	傷害・損害の状況
熱中症	除草	作業中具合が悪くなる	入院7日
傷害	剪定	垣の剪定中、蜂にさされる	通院2日
事故	除草	草刈機によるガラス破損	修理代27,500円
事故	除草	草刈機によるガラス破損	修理代10,000円
傷害	就労途上	バイク転倒	通院4日
傷害	就労途上	車転倒	通院3日

令和5年度も、事故ゼロを目指して安全就業委員会を中心とした、安全就業パトロールを剪定・草刈り等への実施を強化するとともに、会員の皆様も就業途中の事故や就業時に細心の注意を払って事故を起こさない、事故に合わないよう取り組みましょう。

シルバー団体傷害保険

シルバー会員には労災保険の適用がありませんが、加入しているシルバー団体傷害保険により就業中や就業場所に移動中の事故などに傷害保険金（通院：2千円/日、入院：3千円/日）が支払われます。ただし、医療費は自己負担になります。事故は身体的な痛みや、経済的、精神的な苦痛を伴います。日頃から注意して、事故やけがをしないよう心がけましょう。

総合賠償責任保険

就業中に誤って他人の身体、財物に損害を与えた場合に賠償するものです。ただし、故意または重大な過失や自動車を運転中のもの、会員同士の損害については対象となりません。また、作業の安全対策を欠いた場合の事故も対象にならない場合があります。対象にならない場合は、損害を会員さんに請求することもありますので十分ご注意ください。

**熱中症に
気をつけ
ましょう！**

夏は熱中症になる人が増えてきます。室内でも屋外でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分・スポーツドリンクなどを補給しましょう。特に屋外作業中には会員同士お互いに気を配り、安全に就業してください。正しい知識、適切な予防策で熱中症の予防を徹底しましょう。万一、熱中症で病院にかかった場合は、「熱中症見舞金制度」を利用することができます。（入院3日以上…5万円、2日…3万円、通院…5千円）

安全保護具を着用しましょう

高所作業や剪定・除草等作業状況に応じて安全帽や手袋、安全帯等の安全保護具を着用して作業にあたって下さい。



従来型
雨天対応



新型 軽量・薄型
雨天時不向き

センターでは作業用ヘルメットを作成し、センターから補助を行い、会員の皆様にはどちらもひとつずつ円で販売しています。

安全就業について

令和4年8月26日（金）及び令和5年1月30日（月）に令和4年度安全・適正就業委員会を開催しました。会議では、労働基準監督署による労働災害の状況や県内及び当シルバー内での事故発生状況の報告



須崎地区



中土佐地区

シルバーの日ボランティア活動

令和4年10月28日（金）に須崎地区では多ノ郷駅南ロータリーを、10月31日（月）に中土佐地区では町民交流会館周辺のボランティア活動を行いました。たくさんの方の会員の皆様に参加いただき、草刈・清掃作業により大変きれいになりました。

安全就業推進大会

令和4年11月16日（水）に須崎地区、11月18日（金）に中土佐地区で安全就業推進大会を開催しました。当日は、現状の事故発生状況の確認と「ヘルメット・安全帯」のビデオ学習を行うとともに、須崎八幡宮・久礼八幡宮にて安全祈願を行い、安全就業への決意を行いました。

須崎地区



中土佐地区



交通安全教室

令和5年6月29日（木）須崎自動車学校で交通安全教室を開催しました。日頃運転されている、会員さんに参加いただき、交通安全講習の受講や場内コースでの運転技能実習、反射動作測定器の体験を行いました。参加した会員のみなさんは安全運転の実施を再認識されたと思います。





令和5年6月16日(金)に高知市の高知会館において高知県シルバー人材センター連合会の定時総会が開催されました。総会では各議題のほか、「安全就業への取組が優れており、表彰年度の前3か年において、重篤事故の発生がなく、事故者、事故件数の割合が極めて少ないセンター」として安全就業優良センター表彰状を中城理事長が受け取りました。

県シルバー連合会の定時総会が開催され、安全就業優良センターとして表彰されました

令和5年度5月の定時総会にて、津野町のシルバー人材センターへ参入について、公益社団法人須崎市・中土佐町・津野町(仮称)シルバー人材センターとして協議をすすめることを決議しました。現在、令和6年4月1日津野町参入の準備を行っており、令和6年1月に臨時総会を開催し正式に決定する予定です。

津野町参入について



経理事務担当
谷脇 紀子
令和5年1月から

事務局新任職員紹介

令和5年1月より、3月末で退職しました丸岡主任に代わり経理事務担当の職員を配属しています。よろしくお願ひします。

インボイスとフリーランス新法について

令和5年10月1日からは、消費税の仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」が右記のような経過措置を設けて導入されます。

	適用率	消費税率
令和5年10月～8年9月	20%	2%
令和8年10月～11年9月	50%	5%
令和11年10月～	100%	10%

請負・委任の形態で就業するシルバー人材センターの会員は個人事業者となりませんが、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は、消費税の納税義務者が免れるため、会員が自ら申請して課税事業者にならない限り、インボイスを交付することができません。このため、センターとしては、インボイス制度施行後は会員に支払う配分金に含まれる消費税額分について仕入税額控除を行うことができなくなり、新たな経費負担が発生することとなります。当センターの令和4年度の支払配分金の実績は約1億500万円です。この金額で考えると、令和5年度分では105万円の消費税負担が、令和12年度以降には1050万円の消費税負担が発生することとなります。

このためインボイス制度の導入が、シルバー人材センター事業の運営に及ぼすことが予想されるため、予定どおり制度が施行された場合、できる限り事業運営に支障を来さないようにするための方策等を検討しています。インボイス制度とは別にフリーランス新法が交付され、令和6年秋には施行されます。このフリーランス新法は個人で仕事をしている事業者を特定受託事業者(フリーランス)といい、企業等から受けた業務を安定的に従事することができ、環境を整備し、取引の適正化を図るものです。現在発注者からセンターに業務委託を行い、センターが会員に再委託を行うのですが、フリーランス新法のもとでは、この雇用形態の見直しが行われることとなります。

「高齢者雇用とシルバー人材センター」

須崎市 長寿介護課長 濱崎 守央

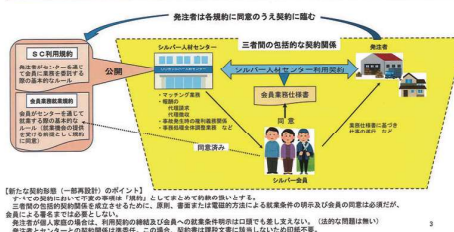
日本社会の成熟とともに、人口は平成20年をピークに減少をはじめ、今後も減少が見込まれています。それに伴い少子高齢化社会が進み、2060年には高齢化率が約40%になると見込まれている中で、国においては、2015年6月に生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備に関する検討会報告書(以下「報告書」)で「社会の活力を維持し、持続的な成長を実現していくためには、高齢者や女性が活躍できる機会を確保し、その能力が十分に生かせるようにすることが不可欠である。(中略)多様な形態で高齢者の雇用・就業を促進していくことが重要である。」と明記されています。

その報告書には、ポイントとして「生涯現役社会実現の必要性」と「基本的視点と現状と課題及び当面求められる施策の方向性」が示されており、後段の方向性の中にシルバー人材センターの機能強化として、大きく次の2点が記載されています。まず、1点目が「高齢者の就業ニーズの変化・多様化に対応し、労働者派遣事業や職業紹介事業による就業機会・職域開拓の促進や、介護・保育分野等における職域拡大が必要」、2点目が「いわゆる「臨・短・軽」要件の緩和等の可能性について、民業圧迫の懸念等を念頭に置きながら検討することが必要」とあります。

このことを須崎市において考慮してみると、1点目の職域拡大については、農業関係分野など、工夫次第で開拓や拡大の可能性が高いと考えられます。2点目は地方の急激な人口減少と高齢化を考えると、採算性の悪い分野からの民業撤退が懸念され、民業圧迫の可能性のリスクは低いのではないかと考えられますし、労働力人口の減少により、元気な高齢者が果たす役割が現実的に大きくなっていると感じられます。

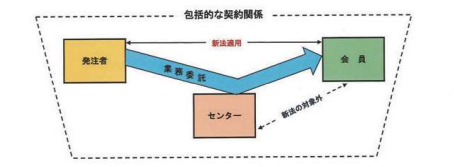
このことから、国と地方において、高齢者の労働力としての注目度と役割への期待感が高いものであるとともに、今後とも、その中核的な組織としてシルバー人材センターが果たす役割が高まると考えています。しかし、企業などの退職年齢の65歳までの引き上げや再雇用制度が進むなど、人材確保などシルバー人材センターを取り巻く環境には厳しいものがありますが、役員と会員の方々へは、組織の拡大と充実が図れるように大きな期待がかけられています。

○ シルバー人材センターにおける新たな契約形態の概要 (業務処理のさらなる簡素化の観点から一部再設計)



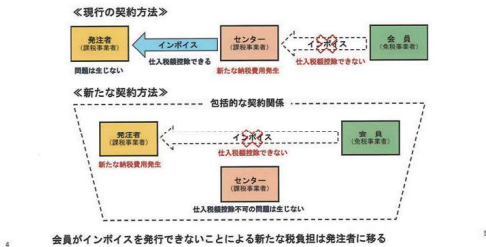
新たな契約方式に移行した場合のフリーランス新法の適用関係

発注者はセンターを介して会員に業務を委任する。「シルバー人材センター利用規約」及び「会員業務就業規約」において、発注者と業務を実施する会員との間で請負契約又は準委任契約が成立したものと取り扱う旨を規定。



発注者・センター・会員の関係を三者間の包括的な契約関係とするもので、この場合新法の適用は発注者と会員の間に適用されます。新法適用の副次的効果としては、会員の配分金にかかる消費税の課税関係も変わり、インボイスにおける仕入税額控除の関係は、発注者と会員間の関係となりセンターの仕入税額控除不可の問題は生じなくなります。但し消費税納税面では個人・家庭や役所等の公共団体からの発注は影響がありません。

新たな契約方式では副次的効果として会員の配分金に係る消費税の課税関係も変わること



又新法の契約では、会員への就業条件提示等が義務となりますが、この作業を個別に会員と行おうとすると相当な事務処理が必要となります。このため業務のデジタル化により対処しようとして検討を行っているところで。

会員の皆様の中で、消費税の課税事業者の登録を行われる方は、センターまで連絡して下さい。